

利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施しました。調査結果は、水産行政の企画・立案、農林水産省が実施する各種水産統計調査の基礎資料となります。

(2) 漁業センサスの調査の種類、調査の対象、調査事項及び調査の系統

調査の種類		調査の対象	主要調査事項	調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	・個人経営体用、会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用調査票に基づき調査 ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況 イ 個人漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他就業状況	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	ア 漁業管理組織の概要 イ 漁業管理の内容	農林水産省 統計・情報センター 調査員
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	ア 生産条件 イ 活性化のための取組	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況 イ 個人漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況	農林水産省 統計・情報センター 調査員
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	ア 組合員数 イ 生産条件 ウ 地域活性化のための取組	
流通加工調査	魚市場調査	水産物の市場	ア 魚市場の施設及び取扱高等	調査員
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所	ア 事業内容 イ 従業者数等	

(3) 調査期日

平成 20 年 11 月 1 日

(4) 調査対象（海面漁業調査漁業経営体調査。以下（5）も同じ）

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）（以下、「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。
熊本県内では、海面に沿う 14 市町が対象。

(5) 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計申告調査の方法により行いました。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとりました。

2 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、昭和 24 年 3 月 1 日を調査期日として第 1 次漁業センサスが実施され、昭和 29 年 1 月 1 日の第 2 次、昭和 38 年 11 月 1 日の第 3 次と実施されて、以後 5 年ごとに行われており、平成 20 年 11 月 1 日現在で 2008 年漁業センサス（第 12 次）が実施されました。

なお、昭和 33 年 11 月 1 日に実施の調査は、国の予算上の制約から調査対象を海面漁業経営体に限定したため「沿岸漁業臨時調査」とし、漁業センサスの名称を用いませんでした。

3 主な用語の解説

漁業	水産動植物の採捕又は養殖の事業
海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
過去 1 年間	平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 10 月 31 日の期間
漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去 1 年間ににおける漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去 1 年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去 1 年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去 1 年間に主として営んだ漁業種類（販売金額 1 位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

	<p>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。</p> <p>上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p> <p>過去1年間の漁獲物（養殖の収獲物を含む。）の販売金額である。</p>
漁獲販売金額	
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経

その他
漁業の海上作業

営を共同で行ったものをいう。

上記以外のものをいう。

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(7) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し

c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除

c 池及び水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業

ウ 出港・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは、漁業の陸上作業とはしない。

陸上作業最盛期の陸上作業従事者数	ケ 自家漁業の管理運營業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理)過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業を行った人が最も多かった時期の人数をいう。
経営体の専業分類	
専業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
自家漁業の経営主	自家漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
経営主の就業状態	
自家漁業のみ	個人経営体の経営主で、自家漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自家漁業が主	個人経営体の経営主で、自家漁業以外の仕事にも従事し、自家漁業の年間従事日数が自家漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。
自家漁業が従	個人経営体の経営主で、自家漁業以外の仕事にも従事し、自家漁業以外の年間従事日数が、自家漁業の年間従事日数を上回る者をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
漁業従事世帯員	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者をいう。
自家漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に自家漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力漁船、船外機付漁船及び10T未満の動力漁船を使用する漁業並びに海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業就業者	沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。
沿岸漁業等の個人漁業経営体	個人漁業経営体のうち、漁業層が沿岸漁業層のものと経営体階層が、10トンから20トン以上のもの。
沿岸漁業層の操業タイプ	沿岸漁業層となる漁業経営体を、主な漁業種類により12種類のタイプに分けたもの。
底びき型	小型底びき網
まき網型	中・小型まき網
さんま棒受網型	さんま棒受網型

刺網型	さけ・ます流し網、かじき等流し網、その他の刺網
釣・はえ縄型	沿岸まぐろはえ縄、その他のはえ縄、沿岸かつお一本釣、沿岸いか釣、ひき縄釣、その他の釣
大型定置網型	大型定置網
さけ定置網型	さけ定置網
小型定置網型	小型定置網
船びき型	船びき網
採貝・採藻型	採貝・採藻
養殖型	海面養殖（種苗養殖含む）
その他	小型捕鯨、潜水器漁業、その他の漁業
地方選定漁業種類	熊本県に特有の漁業を明らかにするため、全国漁業種類を細分化したもの。

4 数値及び記号の表示

(1) 数 値

① 統計表の数値は概数値です。

なお、確定値は、農林水産省が平成 22 年 3 月以降に刊行物として公表します。

② 各表の増減率、構成率等は小数点以下を四捨五入しているために、総数とその内容を合計したものが一致しない場合があります。

また、増減率、構成率の単位は「%」です。

(2) 記 号

統計表中に使用した記号は次のとおりです。

「－」は事実のないもの

「△」は負数又は減少したもの

「…」は不詳のもの、調査を欠くもの

「X」は秘密保護上数値を公表しないもの

5 統計資料の利用について

統計資料を必要とされる方は

- ・熊本県地域振興部統計調査課
- ・市町統計主管課（その市町の資料のみ）

まで御連絡ください。

連絡先：熊本県地域振興部統計調査課 教育労働班

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本市水前寺6丁目18-1

電話 096-383-1111（内線3606, 3607）

Fax 096-384-7544

